滋賀県北部産業技術共創センター
オープンラボ（技術開発室）入居要領

令和８年度

申込から入居・退去までのながれ

入居希望事業者等

申込

・入居希望者は使用要綱に基づく使用計画書（様式第1号）に関係書類を添付して提出。



書類確認

・使用計画書等を受領後、提出書類の内容を確認します。
・ラボ等での研究内容等について専門家に意見を伺ったり、入居希望者に確認することがあります。



入居審査

・書類確認後、審査会を開催し、施設の設置目的との適合性、安全管理体制等を総合的に審査します。
・審査結果を入居希望者に文書で通知します。





入居手続

・決定通知を受けた入居希望者は、行政財産使用許可申請書（様式第2号）を提出します。
・必要に応じて、使用薬品リストや研究開発機器等搬入出届（様式第6号）を提出します。





入 居 開 始

退 去

・退去の3か月前までに技術開発室退室届（様式第5号）を提出します。
・入居者は、原状復帰後、返還することになります。

1. 施設の概要

(1)施設名称

滋賀県北部産業技術共創センター 技術開発室(全 7 室)

(2)設置目的

イノベーションの創出を促進し、企業の技術開発を支援することを目的として、研究開発及び技術検証を行おうとする企業等に一定期間提供するものです。

(3)施設仕様(詳細は別紙参照)

ラボ名	階	面積 (m²)	使用料金 (円/月)	主な設備
L11	1	180.67	349,000	流し台 2 台、クレーン、準備室
L12	1	171.44	331,000	流し台 2 台、クレーン、準備室
L21	2	70.50	136,000	流し台、中央実験台、ドラフトチャンバー
L22	2	56.36	109,000	流し台、中央実験台、ドラフトチャンバー
L31	3	50.55	97,000	流し台、中央実験台、ドラフトチャンバー
L32	3	40.37	78,000	流し台、中央実験台、ドラフトチャンバー
L33	3	40.44	78,000	流し台、中央実験台、ドラフトチャンバー

(4)附帯施設

休憩、食事、簡易な打合せ、および短時間の事務利用を目的とする共用室を 1 室設けています。詳細については共用室使用規則を参照ください。

2. 入居対象者および申請資格

(1)入居対象者

滋賀県内において事業を行い、又は行おうとする者であり、かつ、創業や新技術、新製品開発を志向し、具体的な研究開発計画・事業計画を有する者が入居対象者です。

個人での申請においては、住民票記載事項証明書のご提示が必要です。

また、外国法人については、日本国内において会社法に基づく登記(日本における営業所の設置等)がなされている必要があります。

(2)申請資格

設置目的に合致する事業を行い、適切な安全管理体制を有すること。

(3)使用制限

恒常的な事務所利用、第三者への転貸目的での入居は認められません。

3. 使用料等

(1)ラボ使用料

各室の面積に、共用室面積を各室の面積に応じて按分した面積を加算し、その合計に基づいて、月額料金を毎月お支払いいただきます 。(「1. 施設の概要」の(3)の金額)

(2)水道光熱費

各室での使用量に、共用室での使用量を各室の面積に応じて按分した量を加算し、その合計に基づいて、3か月毎にお支払いいただきます 。

4. 入居期間と条件

(1)入居期間

原則として5年までとします。ただし、入居5年を超える企業等が継続入居を希望する場合は、改めて申請及び審査の上、1回に限り再使用(延長)を承認します。

(2)遵守事項

・入居にあたっては、技術開発室使用要綱および使用取扱要領を遵守してください。

・使用時間、共用室の使用、カードキー管理等については、センターの指示に従ってください。

・退去時には、原状回復のうえ返還してください。

5. 募集および選定、入居手続き

(1)募集方法、時期

原則として公募とし、使用期間が終了する日の6か月前から2か月間を公募期間とします。なお、新設時は供用開始に合わせて行います。

※公募期間中に使用計画書の提出がなかった場合は、公募終了日の翌日から1か月間を再公募期間とします。

※使用を検討する企業等からの相談、見学等は、随時受け付けます。

(2)応募手続き

使用計画書(技術開発室使用要綱 様式第1号)に関係書類を添えて、当センターに持参または郵送により提出してください。

(3)審査と通知

提出された書類に基づき、施設の設置目的との適合性、安全管理体制等を総合的に審査し、結果を文書で通知します。

※審査の結果、適当と認められる応募者がない場合は、入居者を選定しないことがあります。

(4)入居手続き

決定通知後、行政財産使用許可申請書(技術開発室使用要綱 様式第 2 号)を提出し、使用許可書が発行されてから入居開始となります。

※必要に応じて、研究開発機器等搬入出届（技術開発室使用要綱　様式第6号）や使用薬品リストを提出いただきます。

6. その他

・応募書類は返却しません。
・本入居要領に定めのない事項については、技術開発室使用要綱及び当センターの判断によります。
・募集内容は、必要に応じて変更する場合があります。

【提出先・お問い合わせ】

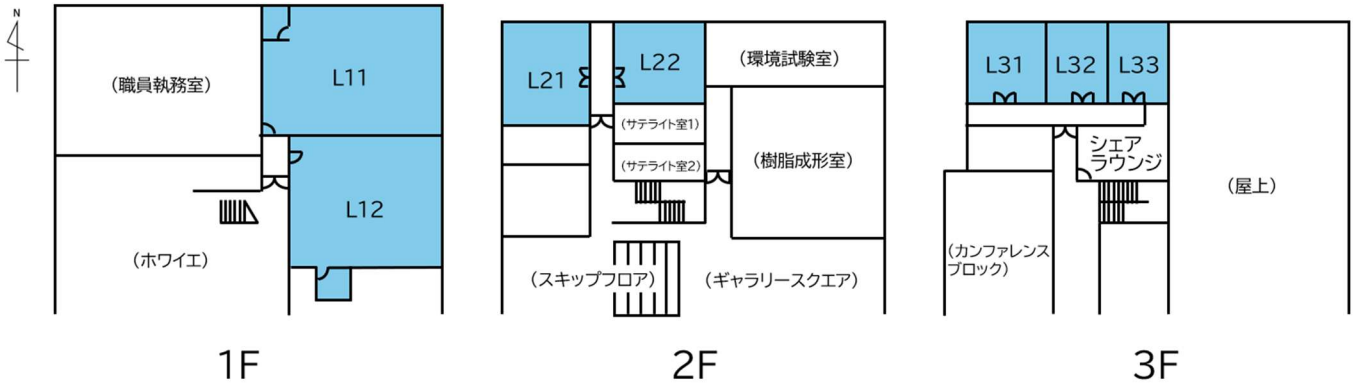
〒521-0013 滋賀県米原市梅ケ原2230番地2
滋賀県北部産業技術共創センター　有機環境係、管理係
電話：0749-53-0303
メール：n-lab@shiga-irc.go.jp

別紙　各ラボの主な仕様

部屋名	L11	L12	L21	L22	L31	L32	L33
設置階	1	1	2	2	2	3	3
面積, ㎡	180.67	171.44	70.5	56.36	50.55	40.37	40.44
月額入居料, 円（税込）	349,000	331,000	136,000	109,000	97,000	78,000	78,000
天井高, mm	5500		3500				
耐床荷重, kg/㎡	2000		400				
床材	厚膜型エポキシ樹脂塗		耐薬複層ビニル床シート				
壁	水性反応硬化形アクリルシリコンエマルション（EP-CS）						
出入口扉サイズ, mm	幅1200× 高さ2000		幅1800× 高さ2000				
電源容量（照明・エアコン含）							
単相３線式, kVA	15.3	15.3	10.9	10.7	10.5	10.4	10.5
三相200V, kVA	51.8	51.8	25.8	25.8	25.8	25.8	25.8
ドラフト	なし		有機用				酸用
流し台	2台		1台				
セキュリティシステム	ラボエリアへの入場および各ラボへの入室：専用カード 各ラボおよび建物全体は機械警備（SECOM）：専用カード						
その他	・準備室 ・外壁兼用シャッター（幅3500mm×高さ4000mm） ・クレーン（500kg（フレームは1tまで対応））		・中央実験台				
その他共通仕様	一般空調設備：有り ガス：なし 固定電話およびインターネット： 入居者が個別に契約・工事費用等負担 排液：米原市設下水道に接続（実験廃液は手元回収し、適正に処分ください）						

備考)ラボＬ33のドラフトチャンバー(CBP-Vc12)には、湿式スクラバーが横に設置されています。利用者は使用済の洗浄液を適切に管理・処分してください。

平面図



1F　2F　3F